

地域再生計画本体 新旧対照表

旧	新
<p>2 地域再生計画の作成主体の名称</p> <p>和歌山県日高郡みなべ町</p>	<p>2 地域再生計画の作成主体の名称</p> <p>和歌山県日高郡みなべ町</p>
<p>3 地域再生計画の区域</p> <p>和歌山県日高郡みなべ町の全域</p>	<p>3 地域再生計画の区域</p> <p>和歌山県日高郡みなべ町の全域</p>
<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>みなべ町は、和歌山県（紀伊半島）の西部海岸沿いのほぼ中央部に位置し、平成16年10月1日に旧南部町と旧南部川村とが合併してできた人口14,852（平成17年3月31日）、総面積約120km²の町である。又、年間の平均気温が17.7度と太平洋の黒潮暖流の影響により冬は比較的暖かく積雪も殆どなく、紀州特有の海岸美は県立自然公園に指定され、景勝地として有名であり、海岸線に沿う砂浜は地元住民の憩いの場である。</p> <p>町の海岸沿いの中央部から南側にかけては都市計画区域、北部、西部が農業振興地域で、町内の殆どの住民が、農業、漁業に就業している。中でも当町の特産物である「紀州みなべの梅」は日本一の梅の産地として有名であり、春先の梅の開花期には多くの観梅客で賑わい、梅生産は町の大きな産業の柱として位置づけられている。</p> <p>みなべ町には河川が豊富に存在しており、南部川（二級河川）を始め、その支流である古川（二級河川）、町南部には埴田川・堺川（各二級河川）、北西部の丘陵地には西岩代川・東岩代川（各二級河川）が流れ、それぞれが紀州灘に注いでいる。</p> <p>数十年前まではこれらの河川には、鮒や鯉、鮎やめだか等が生息し、子供達には絶好の遊び場であったが、近年の生活様式の変化に伴い、未処理の生活雑排水が流入し、中でも古川については過去の全国河川水質ランキングワースト5に2回も入るような状況であり、昔のような子供達が遊べる現状にはほど遠い状態である。又、農村部については、トイレの水洗化率が低く生活雑排水による農村部周辺水路の悪化が進み、農業面への影響が懸念され、地元住民からの下水道整備に対する需要が高まっている。</p>	<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>みなべ町は、和歌山県（紀伊半島）の西部海岸沿いのほぼ中央部に位置し、平成16年10月1日に旧南部町と旧南部川村とが合併してできた人口14,852（平成17年3月31日）、総面積約120km²の町である。又、年間の平均気温が17.7度と太平洋の黒潮暖流の影響により冬は比較的暖かく積雪も殆どなく、紀州特有の海岸美は県立自然公園に指定され、景勝地として有名であり、海岸線に沿う砂浜は地元住民の憩いの場である。</p> <p>町の海岸沿いの中央部から南側にかけては都市計画区域、北部、西部が農業振興地域で、町内の殆どの住民が、農業、漁業に就業している。中でも当町の特産物である「紀州みなべの梅」は日本一の梅の産地として有名であり、春先の梅の開花期には多くの観梅客で賑わい、梅生産は町の大きな産業の柱として位置づけられている。</p> <p>みなべ町には河川が豊富に存在しており、南部川（二級河川）を始め、その支流である古川（二級河川）、町南部には埴田川・堺川（各二級河川）、北西部の丘陵地には西岩代川・東岩代川（各二級河川）が流れ、それぞれが紀州灘に注いでいる。</p> <p>数十年前まではこれらの河川には、鮒や鯉、鮎やめだか等が生息し、子供達には絶好の遊び場であったが、近年の生活様式の変化に伴い、未処理の生活雑排水が流入し、中でも古川については過去の全国河川水質ランキングワースト5に2回も入るような状況であり、昔のような子供達が遊べる現状にはほど遠い状態である。又、農村部については、トイレの水洗化率が低く生活雑排水による農村部周辺水路の悪化が進み、農業面への影響が懸念され、地元住民からの下水道整備に対する需要が高まっている。</p>

このような中で、平成5年にみなべ町下水道基本構想を策定し、都市計画区域については平成8年から公共下水道事業を、農業振興地域については平成6年から農業集落排水事業を、その他の地域については合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型）を展開し、みなべ町の平成16年度末における汚水処理人口普及率は50%にまで達しているものの、依然として残りの50%の生活雑排水については、まだ未処理のまま川や海に放流されている状態である。

この課題へ早急な対策を行うため、本事業の交付金を活用することで汚水処理施設整備を促進し、河川の水質浄化を図る。又、南部川水系河川整備計画の一環である「南部川ふるさとの川整備事業」と連携することによる相乗効果により、昔のような子供達が遊べる美しい川づくりの推進を目指す。又、従来生息していた鮒や鯉、鮎やめだか等を川に取り戻し、年に1回「川の日」のイベントを開催して観光資源として、又、環境学習の対象として活用する。その他、地域の名産品である梅と川にちなんだイベント等多数開催し、観光客を誘致する。

又、平成17年度からの汚水処理施設整備により、本地域内の環境が改善され緑地・空地であった土地が住宅地化となり、若者の定住及び人口増等につながり地域の活性化が図られている。こうしたことにより地域住民からも今後の尚一層の整備促進が望まれている。

このような取り組みを通じて、町民が文化的、衛生的な生活が営め、きれいな海や川を将来の子供達に残し、人と生き物がともに住める町づくりを行い、もって地域の活性化を図り、町民の自主的かつ主体的な町づくりを目指す。

（目標1）汚水処理施設の整備の促進

（汚水処理人口普及率を50%→62%に向上）

（目標2）古川・埴田川の水質改善

（現在のBOD等の汚濁負荷量を60%低下）

（目標3）汚水処理施設の整備（環境改善）による若者の定住及び流入人口の増（現在の800人→900人）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

みなべ町は、和歌山県（紀伊半島）西部海岸沿いのほぼ中央部に位置し、古くは万葉の古歌に詠われている古い歴史と紀州特有の海岸美と冬が温暖である自然条件に恵まれた町である。しかし、近年の生活様式が変わるにしたがって、未処理の生活雑排水による水質悪化が進んでいる。このため、汚水処理施設を促進し、昔のようなきれいな川や海を取り戻し、生物の生息に適した豊かな自然環境の維持に努める。

また、河川流域の人々の生活を潤し、親水性のある川となるよう水質を保全するとともに、水辺の貴重なオープンスペースを利用した各

このような中で、平成5年にみなべ町下水道基本構想を策定し、都市計画区域については平成8年から公共下水道事業を、農業振興地域については平成6年から農業集落排水事業を、その他の地域については合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型）を展開し、みなべ町の平成16年度末における汚水処理人口普及率は50%にまで達しているものの、依然として残りの50%の生活雑排水については、まだ未処理のまま川や海に放流されている状態である。

この課題へ早急な対策を行うため、本事業の交付金を活用することで汚水処理施設整備を促進し、河川の水質浄化を図る。又、南部川水系河川整備計画の一環である「南部川ふるさとの川整備事業」と連携することによる相乗効果により、昔のような子供達が遊べる美しい川づくりの推進を目指す。又、従来生息していた鮒や鯉、鮎やめだか等を川に取り戻し、年に1回「川の日」のイベントを開催して観光資源として、又、環境学習の対象として活用する。その他、地域の名産品である梅と川にちなんだイベント等多数開催し、観光客を誘致する。

又、平成17年度からの汚水処理施設整備により、本地域内の環境が改善され緑地・空地であった土地が住宅地化となり、若者の定住及び人口増等につながり地域の活性化が図られている。こうしたことにより地域住民からも今後の尚一層の整備促進が望まれている。

このような取り組みを通じて、町民が文化的、衛生的な生活が営め、きれいな海や川を将来の子供達に残し、人と生き物がともに住める町づくりを行い、もって地域の活性化を図り、町民の自主的かつ主体的な町づくりを目指す。

（目標1）汚水処理施設の整備の促進

（汚水処理人口普及率を50%→62%に向上）

（目標2）古川・埴田川の水質改善

（現在のBOD等の汚濁負荷量を60%低下）

（目標3）汚水処理施設の整備（環境改善）による若者の定住及び流入人口の増（現在の800人→900人）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

みなべ町は、和歌山県（紀伊半島）西部海岸沿いのほぼ中央部に位置し、古くは万葉の古歌に詠われている古い歴史と紀州特有の海岸美と冬が温暖である自然条件に恵まれた町である。しかし、近年の生活様式が変わるにしたがって、未処理の生活雑排水による水質悪化が進んでいる。このため、汚水処理施設を促進し、昔のようなきれいな川や海を取り戻し、生物の生息に適した豊かな自然環境の維持に努める。

また、河川流域の人々の生活を潤し、親水性のある川となるよう水質を保全するとともに、水辺の貴重なオープンスペースを利用した各種イ

種イベントをまちづくりの一環として企画し、観光・景勝地の発展に努め、地域の活性化を図る。

みなべ町の公共下水道事業について

平成8年8月16日に下水道法第4条第1項（第40条準用）の許可済みである。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きが完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道…平成18年6月に事業認可

[事業主体]

- ・ いずれもみなべ町

[施設の種類]

- ・ 公共下水道 浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・ 公共下水道 みなべ町埴田地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） みなべ町公共下水道区域及び
農業集落排水区域以外の全域

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～平成19年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成19年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 Φ200mm L=5,500m
中継ポンプ施設 0.75kw～1.5kw 4基
- ・ 浄化槽 75基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。
公共下水道 埴田地区で800人

イベントをまちづくりの一環として企画し、観光・景勝地の発展に努め、地域の活性化を図る。

みなべ町の公共下水道事業について

平成8年8月16日に下水道法第4条第1項（第40条準用）の許可済みである。

5-2 法第五章の特別の措置を摘要して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きが完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道…平成18年6月に事業認可

[事業主体]

- ・ いずれもみなべ町

[施設の種類]

- ・ 公共下水道 浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・ 公共下水道 みなべ町埴田地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） みなべ町公共下水道区域及び
農業集落排水区域以外の全域

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～平成19年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 Φ200mm L=5,500m
中継ポンプ施設 0.75kw～1.5kw 4基
- ・ 浄化槽 85基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。
公共下水道 埴田地区で800人

浄化槽（個人設置型）高城地区、清川地区、西本庄地区の一部、東本庄地区の一部、山内地区の一部で300人

[事業費]

- ・ 公共下水道 250,000千円
(うち交付金 125,000千円)
単独事業費 191,000千円
- ・ 浄化槽（個人設置型）事業費 29,622千円
(うち交付金 9,874千円)
- 合計 279,622千円
(うち交付金 134,874千円)
単独事業費 191,000千円

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「海・山・川の恵みの中で人が輝く町づくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・ 南部川ふるさとの川整備事業（県営事業）
事業内容 親水公園の整備、テニスコートなどスポーツ施設の整備、環境に配慮した護岸の設置、河道植生の保全
事業期間 平成17年4月～平成23年3月
- ・ 各種イベント
「川の日」
：南部川河川敷において、鮎、イワナ、ウナギ等子供達によるつかみ取り、カヌー教室、浅瀬での子供達による宝探し等。
「花火大会」
：南部川河川敷において花火大会、下水道推進協議会による盆踊り大会。
「観梅と若鮎の放流」
：毎年の観梅時期に南部川河川敷で紀州梅林太鼓の演奏、また、その時期に南部川に若鮎を放流し、町民に河川の環境保全の大切さをアピールする。

浄化槽（個人設置型）高城地区、清川地区、西本庄地区の一部、東本庄地区の一部、山内地区の一部で350人

[事業費]

- ・ 公共下水道 事業費 250,000千円
(うち交付金 125,000千円)
単独事業費 191,000千円
- ・ 浄化槽（個人設置型）事業費 34,962千円
(うち交付金 11,654千円)
- 合計 事業費 284,962千円
(うち交付金 136,654千円)
単独事業費 191,000千円

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「海・山・川の恵みの中で人が輝く町づくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・ 南部川ふるさとの川整備事業（県営事業）
事業内容 親水公園の整備、テニスコートなどスポーツ施設の整備、環境に配慮した護岸の設置、河道植生の保全
事業期間 平成17年4月～平成23年3月
- ・ 各種イベント
「川の日」
：南部川河川敷において、鮎、イワナ、ウナギ等子供達によるつかみ取り、カヌー教室、浅瀬での子供達による宝探し等。
「花火大会」
：南部川河川敷において花火大会、下水道推進協議会による盆踊り大会。
「観梅と若鮎の放流」
：毎年の観梅時期に南部川河川敷で紀州梅林太鼓の演奏、また、その時期に南部川に若鮎を放流し、町民に河川の環境保全の大切さをアピールする。

<p>これらのイベントはいずれも、町民に川の大切さ、環境保全意識の啓発を図っていくものである。</p> <p>6 計画期間 平成17年度～平成19年度</p> <p>7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 計画終了後に、4に示す数値目標に照らし町が状況を調査、評価し、公表する。又、必要に応じて事業内容の見直しを図るために、町、関係機関等で構成する「地域再生計画」を設立し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。</p> <p>8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし</p>	<p>これらのイベントはいずれも、町民に川の大切さ、環境保全意識の啓発を図っていくものである。</p> <p>6 計画期間 平成17年度～平成21年度</p> <p>7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 計画終了後に、4に示す数値目標に照らし町が状況を調査、評価し、公表する。又、必要に応じて事業内容の見直しを図るために、町、関係機関等で構成する「地域再生計画」を設立し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。</p> <p>8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし</p>
---	---